

図表 1-2-2 母子家庭の母に対する主な就業支援

**就業相談等による支援**

## ○ハローワークによる支援

- ・再就職を希望する母子家庭の母等の就職支援を実施。特に、マザーズハローワーク及びマザーズサロンでは子育て中の女性等に対する再就職支援の実施。

## ○母子家庭等就業・自立支援センター事業

- ・一貫した就業支援サービス（就業相談・就業支援講習会・就業情報の提供等）の実施。
- ・生活支援サービス（養育費の相談等）の実施。

## ○母子自立支援プログラム策定事業等

- ・福祉事務所等において、自立が見込まれる児童扶養手当受給者等を対象にした自立支援プログラムの策定によるきめ細やかな就業支援の実施。

**職業能力開発に必要な支援**

## ○母子家庭の母等の職業的自立促進事業（準備講習付き職業訓練）

- ・就職前の準備段階としての準備講習と、実際の就職に必要な技能・知識を取得させるための職業訓練をセットで実施。

## ○介護労働者能力開発事業

- ・女性の就業が期待できる介護分野への就職促進を図るため、訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修2級課程等を実施。

## ○自立支援教育訓練給付金の支給

- ・パソコン、ホームヘルパー等の教育訓練講座の受講に要した費用の一部を支給。

## ○高等技能訓練促進費の支給

- ・看護師、介護福祉士等の経済的な自立を図る上で効果的な資格を取得するための受講期間中、生活費の負担の軽減を図り、当該資格の取得を支援。

**常用雇用に向けた支援**

## ○特定求職者雇用開発助成金の支給

- ・母子家庭の母等の就職困難者をハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して賃金相当額の一部の助成を実施。

## ○試行（トライアル）雇用奨励金の支給

- ・母子家庭の母を試行的に雇用し、業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけづくりを図る。

## ○常用雇用転換奨励金の支給

- ・パートタイム等で雇用している母子家庭の母を、OJT実施後、常用雇用に転換した事業主を対象に奨励金を支給。

**3 成長力底上げ戦略**

平成19(2007)年2月に政府において策定した成長力底上げ戦略は、我が国の成長戦略の一環として、経済成長を下支えする基盤（人材能力、就労機会及び中小企業）の向上を図ることにより、働く人全体の所得や生活水準を引き上げつつ、格差の固定化を防止することを目的とするものである。この中で母子家庭の母についても、その職業能力開発を支援するとともに、平成19(2007)年12月に厚生労働省において取りまとめた『「福祉から雇用へ」推進5か年計画』の中で、関係機関や産業界等との連携を図りつつ、福祉及び雇用の両面にわたる総合的な取組を進めることとされている（図表1-2-3）。